

定 款

中 央 魚 類 株 式 会 社

中央魚類株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は中央魚類株式会社と称する。
英文では Chuo Gyorui Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 水産物及びその加工製品の販売
2. 前号に掲げたものの加工、製造、保管
3. 不動産の賃貸
4. 前各号に附帯する事業並びに投資

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都江東区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告とする。
但し、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は624万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集する。

臨時株主総会は必要がある場合随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長又は取締役社長が招集し、取締役会長又は取締役社長がその議長となる。

取締役会長及び取締役社長にいずれも欠員又は差し支えあるときは、取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議)

第15条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は代理人をもって議決権を行使しようとするときは、当

会社の議決権を有する他の株主1名に限り委任することができる。

この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会はその決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。

取締役会はその決議によって代表取締役の中から取締役社長1名を選定する。

取締役会はその決議によって取締役の中から取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定する

ことができる。

(取締役の報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(顧問及び相談役)

第 23 条 取締役会はその決議によって顧問及び相談役各若干名を置くことができる。

顧問及び相談役は、取締役会の諮問に応じ意見を述べることができる。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、取締役会長又は取締役社長がその議長となる。

取締役会長及び取締役社長にいずれも欠員又は差し支えあるときは、取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

取締役会の招集通知は会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。

但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的

記録により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第27条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第29条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会はその決議によって監査役の中から常勤の監査役を選任する。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集手続)

第33条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対し発

するものとする。

但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第 34 条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 35 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第 36 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第40条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

期末配当金が支払の開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

未払の期末配当金には利息を付さない。

昭和 22 年 3 月 7 日 変更
昭和 22 年 6 月 28 日 変更
昭和 23 年 5 月 23 日 変更
昭和 23 年 9 月 25 日 変更
昭和 23 年 10 月 30 日 変更
昭和 24 年 5 月 2 日 変更
昭和 24 年 10 月 14 日 変更
昭和 26 年 5 月 10 日 変更
昭和 29 年 5 月 25 日 変更
昭和 31 年 5 月 25 日 変更
昭和 32 年 5 月 29 日 変更
昭和 34 年 5 月 25 日 変更
昭和 38 年 5 月 25 日 変更
昭和 39 年 5 月 25 日 変更
昭和 46 年 5 月 30 日 変更
昭和 48 年 5 月 30 日 変更
昭和 50 年 5 月 30 日 変更
昭和 52 年 6 月 29 日 変更
昭和 57 年 6 月 29 日 変更
昭和 62 年 6 月 26 日 変更
平成 3 年 6 月 27 日 変更
平成 6 年 6 月 29 日 変更
平成 10 年 6 月 26 日 変更
平成 12 年 6 月 29 日 変更
平成 14 年 6 月 27 日 変更
平成 15 年 6 月 27 日 変更
平成 16 年 6 月 29 日 変更
平成 18 年 6 月 29 日 変更
平成 21 年 6 月 26 日 変更
平成 22 年 6 月 29 日 変更
平成 28 年 6 月 29 日 変更
平成 29 年 6 月 29 日 変更
平成 29 年 10 月 1 日 変更
平成 30 年 6 月 28 日 変更
平成 30 年 10 月 11 日 変更
令和 元年 6 月 27 日 変更
令和 4 年 6 月 23 日 変更
令和 5 年 3 月 1 日 変更